

鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(6月30日まで)

- 交付申請は、下記提出先に郵送、メール又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

- ※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送、メール又は持参してください。

4. 事業完了

- 実績報告書を下記提出先に郵送又は持参してください。

※事業の完了とは：補助対象経費の支払がすべてした完了した日
(3月31日までに全ての支払を終えるようにしてください。)

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内または 完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日まで のいずれか早い日）

- 実績報告は、下記提出先を郵送、メール又は持参してください。

◎補助金の支払

額の確定通知と併せて、支払時期等を記載した精算払通知を送付しますので、口座振込依頼書を提出ください。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室情報アクセス担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

(電話)0857-26-7201(FAX)0857-26-8136(E-Mail)shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp